

### 公開草案第7号「金融商品：開示」に対するコメント

企業会計基準委員会（ASBJ）は、公開草案第7号「金融商品：開示」に対してコメントする。ここに記載されている見解は、国際対応専門委員会のものである。

#### 感応度分析の開示(質問3及び6)

感応度分析の開示を現時点で財務諸表の一部とすることに同意しない。

- 感応度分析の開示方法の実務は現在、定着しておらず、開示を強制している一部の国においても、財務諸表の外で経営者が提供する情報(MD&A)の一部としている。今後、感応度分析の開示を財務諸表の一部とすることを検討するのであれば、現在、世界の主要な市場で財務諸表の一部に含めていない要因を明確にする必要がある。感応度分析の方法は、一律と定めるには適さず、各企業の裁量に完全に委ねられていることも要因の一つと考えられる。その点を考慮しても財務諸表の一部とすべき十分な根拠が得られているとは思えない。

#### 自己資本の開示(質問4及び6)

自己資本の開示を財務諸表の一部として開示することに同意しない。なお、自己資本の悪化により、外部からの自己資本の要求を満たしえないときなど、継続企業としての存続能力に重大な疑義を生じさせる場合には、自己資本に関する情報がIAS第1号「財務諸表の表示」に従って開示されるものとする。

- 自己資本に関する情報は、経営者の財務方針に係る部分が大きく、財務諸表の一部として開示を要求するよりも、財務諸表の外で経営者が提供する情報(MD&A)として開示する方が適している。
- 外部からの自己資本の要求（例えば、法律又はその他の規制により規定される規制当局の自己資本の要求）を含む自己資本の開示は、リスクそのものよりバッファの開示であって、金融商品のリスク開示とは異質である。一方、IAS第1号は、継続企業としての存続能力に重大な疑義を生じさせる場合の開示を要求しているため、自己資本の悪化により、外部からの自己資本の要求を満たしえないときなどは、これに関連する情報として開示することが考えられる。

我々のコメントがIASBの最終的な意思決定に貢献することを希望する。

西川 郁生

国際対応専門委員会 専門委員長

企業会計基準委員会 副委員長